

一般社団法人京丹波町観光協会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京丹波町観光協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 協会役員、協会事務局職員、嘱託職員、パートタイマー職員をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別される情報で、文書、図画、写真、フィルム、電子記憶媒体、光ディスク、磁気テープ、又は磁気その他これらに類する媒体に記録されるもの、又は記録されたもので協会が保有しているものをいう。

(協会の責務)

第3条 協会は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 協会の職員等は、職務上知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(収集の範囲)

第4条 協会は、事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

- 2 協会は、法令の規定に基づくとき又は業務の執行上特に必要があると認めるときを除き、次に掲げる個人情報を収集してはならない。
 - (1) 個人の思想、信条、宗教に関する個人情報
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(収集の制限)

第5条 協会は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして本人から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会は次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令の規定に基づくとき

- (3) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないとき
 - (4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき
 - (5) 第6条第1項ただし書の規定により他の機関から個人情報を受けるとき
 - (6) 前各号に掲げるほか、本人から収集することにより、当該業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にする等相当な理由があると認められるとき
- 2 協会は、本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨を本人に通知するよう努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 協会は、収集した個人情報について収集の目的の範囲を超えて利用し、又は協会以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等の規定に基づくとき
 - (3) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないと認められるとき
 - (4) 出版、報道等により、公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき
 - (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会の意見を聴いた上で、特に必要があると認められるとき
- 2 協会は、業務上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、電子計算機その他情報機器を通信回線に接続し、個人情報を協会以外の者に提供してはならない。
- 3 協会は、第1項第6号の規定により個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨を本人に通知するよう努めなければならない。

(適正な管理)

第7条 協会は、個人情報の改ざん、紛失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 協会は、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
- 3 協会は、収集の目的を達成し保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託の取扱い)

第8条 協会は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を外部に委託するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、その受託事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求)

第9条 協会は、本人から自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令の規定により明らかに開示をすることができないとされているとき
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、開示しないことが明らかに正当であると認められるもの
- (3) 開示をすることにより、協会の業務が著しく阻害されるおそれのあるもの
- (4) 開示請求の対象となった個人情報に、本人以外の個人情報が含まれる場合で、分離しがたいと認められるもの

(訂正、削除等)

第10条 協会は、個人情報の開示を受けた者から、開示に係る個人情報の訂正、削除、追加又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 協会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(不服申立て)

第11条 協会は、当該個人情報の開示、訂正の請求に対する協会の決定及び協会の個人情報の取扱いについて本人から不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適當であることを理由として却下する場合を除き、理事会に諮り当該申立てについて決定を行わなければならない。

- 2 協会は、前項の決定をしたときは、その旨を書面で請求者に通知するものとする。

(個人情報保護管理者)

第12条 協会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

- 3 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員等に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する事務局職員に委任することができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。